

令和 2 年度
経験者研修 I の手引
小・中学校 教諭

福島県教育センター

目 次

I	福島県教育委員会 小・中学校経験者研修Ⅰ 実施要項	1
II	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修概要	3
1	研修体系	3
2	研修の目的	3
3	研修の内容等	4
4	研修の計画及び実施・運営等	4
5	研修の留意点	5
	【表1】 小・中学校経験者研修Ⅰの流れ	6
	【表2】 小・中学校経験者研修Ⅰ 提出書類一覧	6
III	小・中学校経験者研修Ⅰ 各種様式	7
	(様式1) 小・中学校経験者研修Ⅰ 研修計画書	7
	(様式2) 小・中学校経験者研修Ⅰ 研修報告書	7
	(様式3-1) 小・中学校経験者研修Ⅰ「評価表」【校長用】	7
	(様式3-2) 小・中学校経験者研修Ⅰ「評価表」【研修対象教員】	7

※ 各種様式は福島県教育センターWebサイトに掲載されているので、ダウンロードして提出書類を作成すること。

I 福島県教育委員会 小・中学校経験者研修 I 実施要項

福島県教育委員会

1 目 的

経験者研修 I は、在職期間が 5 年に達した教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1 年間の研修を実施し、各教科における授業の改善や道德教育、総合的な学習の時間及び特別活動の指導、生徒指導、人権教育や健康教育などの研修を深めるとともに、教職員の服務と勤務について研修を行い、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県における課題と教員に求められる資質や能力を踏まえ、経験者研修 I の対象となる教員（以下「研修対象教員」という。）一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、研修者のニーズに応じた実効ある研修を実施する。

3 対 象

（1）研修対象教員は、次のとおりとする。

- ① 福島県公立学校の教員で、国立、公立又は私立の学校の教諭としての経験も含め、採用後 5 年（期限付き等での教職経験を除く。）を経過した者
- ② 前年度までの該当者で、未受講の者

（2）在職期間は、次のとおりとする。

- ① 国立、公立又は私立の学校の教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を
通算した期間とする。
- ② 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き 1 年以上あるときは、その期間の年数（1 年未満
の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - ア 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 育児休業をした期間
 - エ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、ア又はウの期間に準ずるものとして任命
権者が認める期間
 - オ その他
 - （ア）地方公共団体において定められた条例等の規定に基づき、負傷又は疾病による療養のため
休暇を取得した期間
 - （イ）国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために配偶者同行休業を取得した期間

（3）次の者は経験者研修 I の対象としないものとする。

- ① 臨時的に任用された者
- ② 他の任命権者が実施する当該経験者研修に相当する研修を受けた者
- ③ 任期を定めて採用された者

4 研修内容

研修対象教員は、校外における研修を 3 日間、校内における研修を 5 日間、合計 8 日間の研修を受ける。

（1）校外研修

- ① 全体研修
本研修の意義について理解し、今日的な教育課題の解決や教育公務員として資質の向上につながる研修等
- ② 教科指導等研修
授業の改善及び指導力の向上を目指した実践的研修等
- ③ 人権教育に関する研修
- ④ 健康教育に関する研修
- ⑤ 放射線・防災教育に関する研修
- ⑥ 特別支援教育に関する研修

(2) 校内研修

- ① 授業研究、教材研究等を通じた実践的研修等
- ② 学級経営・ホームルーム経営や学校組織運営に関する研修等
- ③ その他の研修

5 実施方法

- (1) 県教育委員会は、研修後の研修対象教員の能力、適性等について評価を行うための評価の項目及び基準等（以下「評価基準」という。）を作成する。
- (2) 校長は、(1) の評価基準に基づいて、事前に個々の研修対象教員の能力、適性等を把握し、それを基に年間の研修計画を作成する（評価と研修の一体化）。
- (3) 校長が作成した個々の研修対象教員の研修計画は、市町村立小・中・特別支援学校においては市町村教育委員会に、県立学校においては県教育委員会に提出する。
- (4) 当該教育委員会は、校長より提出された研修計画について、内容等の確認を行い、必要があれば調整等を行う。
- (5) 校長は、研修終了時に、個々の研修対象教員の能力、適性及び研修成果等を再び評価し、研修報告書とともに当該教育委員会に報告する。
- (6) 校長は、(5) により報告した結果を以後の研修に反映させ、研修対象教員の継続的・発展的な指導力向上に努める。

6 指導体制

- (1) 校長、副校長及び教頭は、研修対象教員の研修実施に当たり、適宜適切な指導及び助言を行う。
- (2) 当該教育委員会は、校内研修等の実施に当たり、必要に応じて指導主事、管理主事及び社会教育主事等を派遣するなど研修の円滑な実施を図るとともに、適切な指導及び助言を行う。

7 校内体制

- (1) 校長は、研修対象教員が教育センター等における研修を受けるに当たり、授業等に支障が生じないように配慮する。
- (2) 校長は、研修の実施に当たり、学校の協力体制を確立する。

8 提出書類

校長は、研修を実施するに当たり、以下の書類を当該教育委員会に提出するものとする。

- (1) 研修実施前
 - ① 研修計画書
- (2) 研修終了後
 - ① 研修対象教員に係る評価（「評価表」【校長用】）
 - ② 研修報告書

9 補 則

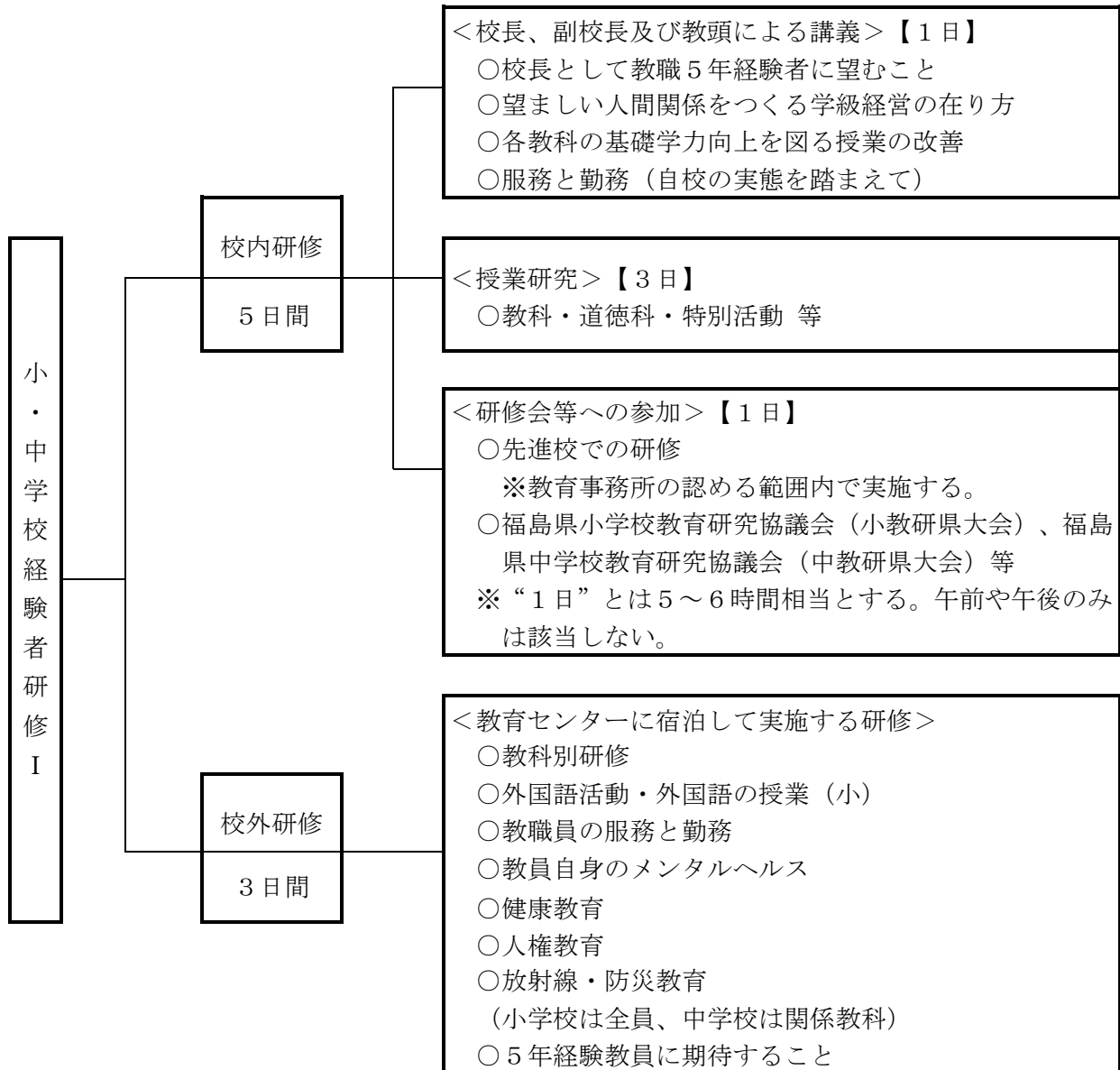
この要項の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ 小・中学校経験者研修Ⅰ 研修概要

1 研修体系



2 研修の目的

【小学校】

在職期間が5年に達した教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1年間の研修を実施し、各教科における授業の改善や道徳教育、総合的な学習の時間及び特別活動の指導、生徒指導、人権教育、健康教育などの研修を深めるとともに、教職員の服務と勤務について研修を行い、その資質の向上を図ることを目的とする。

【中学校】

在職期間が5年に達した教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1年間の研修を実施し、各教科における授業の改善や道徳教育、総合的な学習の時間及び特別活動の指導、生徒指導、人権教育、健康教育などの研修を深めるとともに、教職員の服務と勤務について研修を行い、その資質の向上を図ることを目的とする。

特に教育センターの研修においては、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭・英語について、中・高を通した教科の指導力を高めるために、中・高合同の教科研修の場を設ける。

3 研修の内容等

(1) 校内研修

4月から12月の期間で5日間、勤務校で計画し、実施する研修

① 校長、副校長及び教頭による講義（1日）

〔内容例〕

- 校長として教職5年経験者に望むこと ○望ましい人間関係をつくる学級経営の在り方
- 各教科の基礎学力向上を図る授業の改善 ○サービスと勤務 等

② 授業研究（3日）

教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の授業実践を通して行う研修

※ 3日がすべて教科、すべて道徳科 等とならないようにする。

③ 研修会等への参加（1日）

先進校での研修等、教育事務所の認める範囲内で実施する研修

福島県小学校教育研究協議会（小教研県大会）、福島県中学校教育研究協議会（中教研県大会）への参加等

※ 授業参観、事後研究会を行う研修会とする。

※ 5～6時間の参加により、1日とみなす。午前・午後のみの参加となる場合は該当しない。

(2) 校外研修

教育センターに宿泊して実施する研修

〔内容例〕

3 日 間	<全体研修>【1日】 ○教職員のサービスと勤務 ○外国語活動・外国語の授業（小） ○教員自身のメンタルヘルス ○人権教育 ○健康教育 ○放射線・防災教育（小） ○5年経験教員に期待すること
	<教科指導研修>【2日】 ○授業の改善と指導力向上を目指した実践的研修 （中学校は、高等学校との連携を含む） ○放射線・防災教育（中）

※ 中学校は、高校と合同で2班に分かれての研修となるため、教科によって期日が異なる。
期日、日程、内容等の詳細に関しては、教育センターWebサイトに研修講座要項が掲載されているので、年度当初に確認する。

4 研修の計画及び実施・運営等

※ 研修の流れ、期日等は、【表1】【表2】を参照

(1) 研修計画書の提出について

- ① 研修対象教員が勤務する学校の校長は、「研修計画書」（様式1）の原本並びに写し2部を、指定期日までに市町村教育委員会に提出する。
- ② 市町村教育委員会は「研修計画書」（様式1）の原本並びに写し1部を指定期日までに教育事務所に提出する。
- ③ 教育事務所は、「研修計画書」（様式1）の原本を、指定期日までに教育センターに提出する。

(2) 研修の実施について

- ① 校長、副校長及び教頭は、研修対象教員の研修実施に当たり、適宜適切な指導及び助言を行う。
- ② 校外における研修は、教育センターが計画して実施する。

(3) 研修報告書・研修評価表の提出について

- ① 研修対象教員が勤務する学校の校長は、「研修報告書」（様式2）・「評価表」（様式3-1）の原本並びに写し2部を、指定期日までに市町村教育委員会に提出する。
- ② 市町村教育委員会は、「研修報告書」（様式2）・「評価表」（様式3-1）の原本並びに写し1

部を、指定期日までに教育事務所に提出する。

- ③ 教育事務所は、「研修報告書」（様式２）・「評価表」（様式３－１）の原本を、指定期日までに教育センターに提出する。

※研修対象教員の自己評価、校長による評価は、以下の５段階を基準として行う。

評価	基準
５	指導力及び職務遂行能力は、たいへん高い水準にある。
４	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を上回っている。
３	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を満たしている。
２	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を満たしておらず、努力が必要である。
１	指導力及び職務遂行能力は、最低限の程度を満たしておらず、かなりの努力が必要である。

５ 研修の留意点

（１）研修対象教員にかかわること

- ① 教育センター研修における教科希望調査について（小学校研修対象教員）

小学校の研修対象教員は、教育センターでの宿泊研修において、「教科Ⅰ」と「教科Ⅱ」を選択して研修に臨むこととなる。該当する教員の実態と希望を基に、校長の判断で希望教科を決める。教科Ⅰは、国語・社会・算数・理科の中から、教科Ⅱは、生活・音楽・図画工作・家庭・体育の中からそれぞれ１教科ずつ選択する。

研修教科希望調査は、前年度の１１月ごろに第１回を実施し、当該年度の４月に第２回の希望調査を実施する。１１月の希望と４月の希望は同一であることを原則とする。

〔研修教科希望に係る事例〕

- 「学校が、ある教科の研究指定を受けたので、研究指定教科に変更したい。」
→経験者研修Ⅰの趣旨と合致しないため変更対象にはならない。
- 「前任校では小学校４年を受けもっていたが、異動で低学年を担当することになった。」
→原則として、教科の変更は認められないが、早期であれば変更が可能な場合がある。どの教科であっても、この機会に力量アップを図りたいという視点に立って臨めば、研修の効果は十分に期待できる。

（２）研修対象教員が勤務する各学校にかかわること

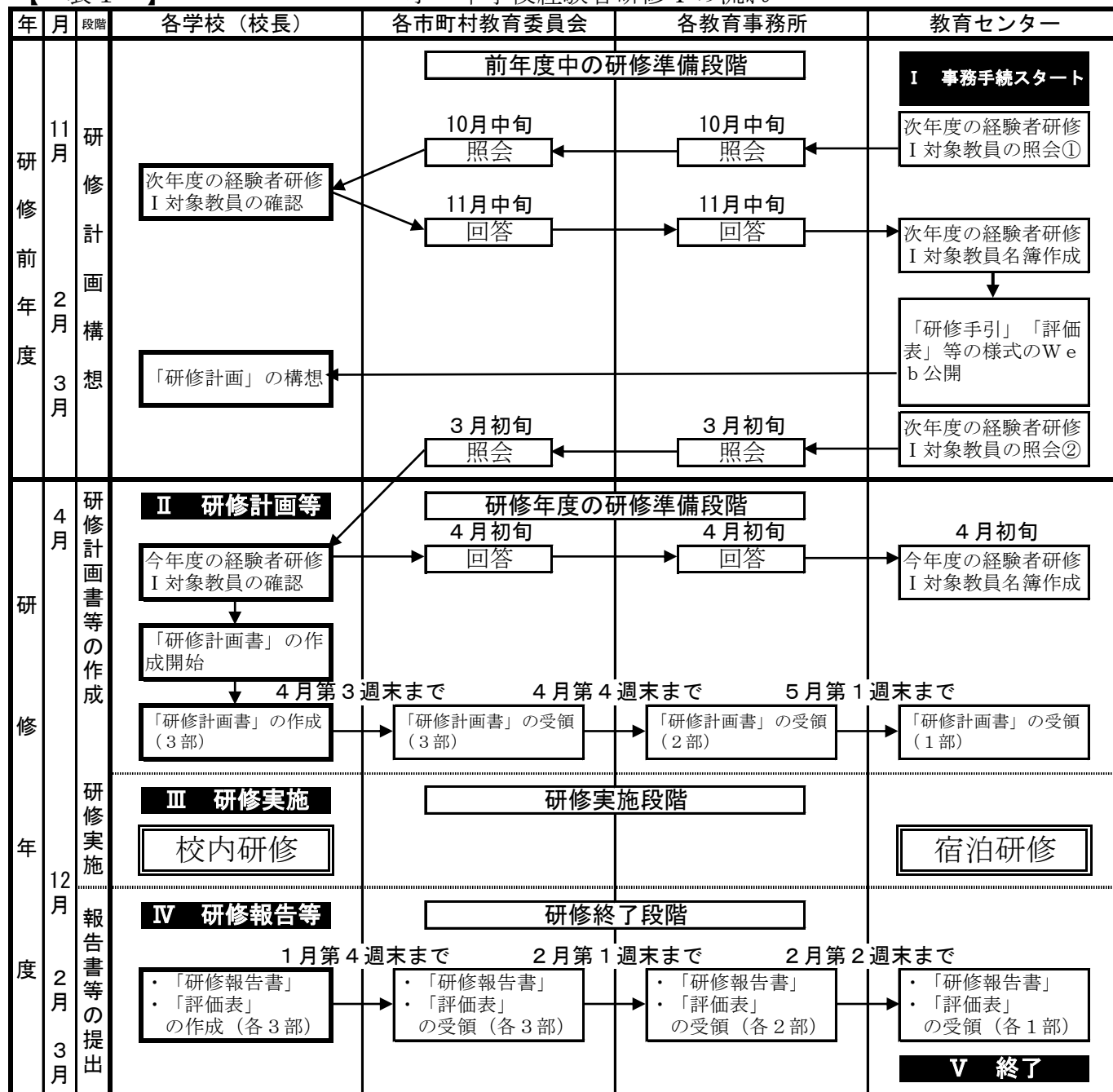
- ① 各種計画書及び報告書の作成にあたっては、所定の様式により、実施期日、実施内容について具体的に記述する。
- ② 研修対象教員は、研修が終了次第「評価表」（様式３－２）を作成し、校長に提出する。
- ③ 授業研究については、勤務校において適切に計画し実施する。
- ④ やむを得ない事情により当該年度に経験者研修Ⅰを受けられない場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所に報告する。その場合、該当者は次年度以降に受講する。
また、未受講研修がある場合は、次年度以降に改めて作成した計画書を提出した上で研修を実施し、その終了をもって経験者研修Ⅰが完了したことになる。したがって、評価表と報告書の提出は研修が完了した年度末となる。不明な点については、必ず市町村教育委員会、教育事務所に問い合わせる。
- ⑤ 校外における研修において、やむを得ず、欠席、遅刻、早退等、研修対象教員に関する変更があった場合は、変更しなければならない事由が発生した時点で、校長は教育事務所へ連絡し、後日、市町村教育委員会を通じて、変更願（別冊の「研修講座案内」を参照）を教育センター所長あてに提出する。

（３）全体にかかわること

- ① 勤務校、教育センターの研修については、「福島県公立学校教職員現職教育計画」に示された基本研修の内容を参照し、研修内容の重複をさけるとともに、一貫性をもたせて成果が上がるようにする。

【 表 1 】

小・中学校経験者研修Ⅰの流れ



【 表 2 】

小・中学校経験者研修Ⅰ 提出書類一覧

提出者	提出先	提出期限	提出部数	提出書類	提出様式
実施校 校長	市町村教育委員会 教育長	年度当初 4月初旬	1部	研修対象教員照会に対する回答	所定様式
		4月第3週末	3部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修計画書	様式1
		年度末 1月第4週末	3部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修報告書	様式2
			3部	小・中学校経験者研修Ⅰ「評価表」【校長用】	様式3-1
市町村教育委員会 教育長	教育事務所 所長	年度当初 4月初旬	1部	研修対象教員照会に対する回答	所定様式
		4月第4週末	2部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修計画書	様式1
		年度末 2月第1週末	2部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修報告書	様式2
			2部	小・中学校経験者研修Ⅰ「評価表」【校長用】	様式3-1
教育事務所 所長	教育センター 所長	年度当初 4月初旬	1部	研修対象教員照会に対する回答	所定様式
		5月第1週末	1部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修計画書	様式1
		年度末 2月第2週末	1部	小・中学校経験者研修Ⅰ 研修報告書	様式2
			1部	小・中学校経験者研修Ⅰ「評価表」【校長用】	様式3-1

※1 実施校校長が作成する提出書類等は、原本1部・副本2部の計3部とし、市町村教育委員会及び教育事務所は副本を保存し教育センターへ原本を提出する。

※2 提出書類等は、福島県教育センターWebサイトよりダウンロードして作成する。

Ⅲ 小・中学校経験者研修Ⅰ 各種様式

(様式1)

令和 年度 小・中学校経験者研修Ⅰ 研修計画書

学 校 名 _____
校 長 名 _____ (公印)
対象教員名 _____

1 校内研修（5日間）

研修項目	月日(曜日)	会 場	研 修 内 容	講師・指導助言者氏名
校長、副校長 及び教頭による講義	【1日】			
授業研究			授業研究1（〇年〇〇） 単元(題材)名「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	
			授業研究2（〇年〇〇） 単元(題材)名「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	
			授業研究3（〇年〇〇） 単元(題材)名「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」	
【3日】				
研修会等 への参加	【1日】			

2 校外研修（3日間）

研修項目	月日(曜日)	会 場	研 修 内 容	講師・指導助言者氏名
教育センター に宿泊して 実施する研修	～	県教育セン ター	○教職員の服務と勤務 ○外国語活動・外国語の授業（小） ○教員自身のメンタルヘルス ○放射線・防災教育 ○人権教育 ○健康教育 ○5年経験教員に期待すること ○教科別研修Ⅰ（教科名） ○教科別研修Ⅱ（教科名）＊小学校のみ	義務教育課指導主 事 〇〇 〇〇 健康教育課指導主 事 〇〇 〇〇 県教育センター指 導主事 〇〇 〇 〇
【3日】				

※ 校長印は公印とする。
※ A4判1～2枚程度にまとめる。
※ 「研修会等への参加」の「研修会」は、1日開催のもので、午前や午後のみのもは該当しない。

(様式3－1)

【校長用】

令和 年度 小・中学校経験者研修Ⅰ 「評価表」

学校番号	(※学校コードではなく、市内の学校番号を記載する。)			学校名			
職員番号	対象者氏名		性 別		男 ・ 女	年齢	歳
採用年度	平成	年度	在職期間	年	(現任教職経年数 年)	専門(研究)教科	
主たる校務分掌			特記事項				

在学期間中に担任指導経験者数は、毎年度末現在数とする。 ※各指導員は、独立、公立または私立の学校の教職経験に必要とされる「教職経験年数」に計入される経験者数に1人未満の経験を有する指導員が1人以上ある場合は、その経験を1年とみなす。 ※特例事項については、独立、公立または私立の学校の教職経験に必要とされる「教職経験年数」に計入される経験を1年とみなす。									
※評価については、「1.手引の「評価基準」をもとに、5～1のマスに○を記載する。」									
I 学 習 指 導 等	1	教材の選択や開発、分析等教材研究を日常的に行っている。							
	2	教育指導を十分理解し、年間指導計画に沿って適切に実施している。							
	3	個別指導やグループ指導等指導方法を工夫し、個に応じた指導の充実に努めている。							
	4	児童生徒の主体的な学びを重視した学習活動の展開に努めている。							
	5	単元の目標や単元のねらいを適切に設定し、分けるべき実践に努めている。							
	6	授業や授業、資料提示等の基本的な指導技術を獲得している。							
	7	補助教材、授業資料、教育機器等の教材・教具を適切に活用した授業に努めている。							
	8	学習集団及び児童生徒一人一人の学習状況や個性的な指導をする手立てを講じている。							
	9	指導目標が明確で、指導と評価の一体化を図った評価視座を構成している。							
	10	児童生徒のよさを積極的に見だし、学習意欲の喚起や学習内容の定着に結び付けている。							
II 生 徒 指 導 等	11	道徳科の授業を大切にし、その実践に努めている。							
	12	特別な能力や個性を伸ばし、その実践に努めている。							
	13	総合的な学習の時間の趣旨やねらいを理解し、その実践に努めている。(※小学校低学年の別冊に参照)							
	14	児童生徒一人一人の思いや願いなどに配慮し、好ましい人間関係づくりに努めている。							
	15	日常観察による児童生徒の発言記録に努め、それを指導に生かしている。							
III 学 級 経 営 等	16	児童生徒理解を深め、現在及び将来の生き方を考える行動でよくよう指導している。							
	17	児童生徒の健康や安全に配慮し、不登校やいじめなどの問題行動へ対応するなど、児童生徒が学校や学級での生活によりく適応できるように指導を工夫している。							
	18	生徒から生き方について真剣に学ぶ、主体的に進路選択ができるよう指導している。(※中学校の別冊に参照)							
	19	1学級の児童生徒一人一人に気を配った学級経営をしている。							
	20	児童生徒たちが、よりよい学級集団を築き上げようとする確信づくりに努めている。							
IV 教 員 の 熟 意 や 向 上 心 等	21	学級経営を確実かつ適切に実践をもちつづけている。							
	22	保護者や地域の方あるいは来校者に対する接し方、電話の対応にも適切に行っている。							
	23	保護者や地域社会との良好な人間関係づくりに努めている。							
	24	人間が豊かで、教職に対する情熱や教員としての使命感を有している。							
	25	校務分掌や業務について適切に責任をもちつづけている。							
	26	他の教職員の指導・助言を積極的に受け入れ、研修会等にも積極的に参加したりして、自己の向上に努めている。							
	27	時と場に応じた言動が適切で、服装や身だしなみにきちんとしている。							
	28	互いの立場を尊重し、協力し合っているが、権威の押し付けによる人間関係の保持に努めている。							
	29	教育教員としての自覚をもち、法令等を遵守して職務に励み込んでいる。							
	30	結果報告の作成や管理が適切に行われており、文書の処理や活用する能力を身に付けている。							
31	常に危機管理意識を高く、問題や事故が発生したときの初期対応の仕方や報告・連絡・相談する姿勢が適切に備わっている。								
成果 と 経 過	評価年月日:令和 年 月 日 学校長 教員名 印								